

公立学校共済組合の貸付けを受けている方へ

お問い合わせ ☎

経理・貸付班 043-223-4122

他共済組合

市町村共済組合（市町村教育委員会）
地方職員共済組合千葉県支部（知事部局等）
国家公務員共済組合（国の機関）

へ異動が決まったら…？

貸付金の**全額返済が必要**となります！

（地方職員共済組合千葉県支部及び国家公務員共済組合へ異動する場合は、条件によって例外があります。）



公立学校共済組合で貸付けを受けている方が人事異動等により他の共済組合へ転出することとなった場合、**速やかに所属所事務担当者へ貸付けを受けていることを伝えてください**。所属所事務担当者が作成する「**転出入及び退職（予定）者報告書**」（様式第31号）の提出を受けて、公立学校共済組合より、**所属所を通して本人あてに貸付金返済に必要な書類一式を発行**します。

手続きが遅れますと異動先の共済組合での借換え手続きに影響を及ぼしたり、**利息の負担が増加**する場合がありますので、**異動が判明した時点で速やかに報告**してください。

返済方法については、以下の①～③のいずれかを選択してください。

③は地方職員共済組合千葉県支部に転出する場合に選択可能です。

（国家公務員共済組合に転出する方で、団体信用生命保険に加入している方は、③と同様の取り扱いができる場合があります。該当者には個別に詳細について御連絡します。）

① 自己資金で全額返済する

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、書類に記載されている期日までに金融機関等にてお振り込みください。

② 異動先の他共済組合から貸付けを受けて返済する（借換え）

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、返済資金を異動先の共済組合から借り受けてください。その後、御本人で書類に記載されている期日までに金融機関等にてお振り込みください。**（異動先の貸付申込期限を、必ず事前に確認してください！）**

なお、地方職員共済組合千葉県支部で貸付けを受ける場合は、一部手続きが異なります。

借換の流れ

※地方職員共済組合千葉県支部について「地共済」としています。

3月末

「転出入及び退職（予定）者報告書」（様式第31号）の提出後、公立学校共済組合から貸付金返済に必要な書類一式（※）が所属所をとおして送付されます。

4月はじめ

異動先の共済組合で貸付けを申込みます。
◎「残高証明書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」（地共済の場合のみ）が必要となります。

申込期限に注意！

4月下旬までに

異動先の共済組合より貸付金が送金されたら、「振込依頼書」を使用して公立学校共済組合へ振込みます。
（地共済の借換えの場合は、直接当共済組合へ送金されます。）

返済期限を厳守！

※「残高証明書」、「振込依頼書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」（地共済で借換えの場合のみ）

注意事項

異動先での**貸付申込期限**と公立学校共済組合への**返済期限**を確認の上、速やかに手続きをしてください。4月借換えが間に合わなかった場合、5月以降の処理となり、利息負担が増加する場合があります。

③ 引き続き公立学校共済組合千葉支部への返済を継続する（徴収嘱託制度：最長5年間・その他制限あり）

徴収嘱託制度については、令和3年2月25日付け公立千第396号「令和2年度末人事異動に伴う貸付関係事務手続きについて（通知）」を参照して、内容等を確認の上、希望する場合は「徴収嘱託申出書」を下記期限までに提出してください。

徴収嘱託申出書 提出期限：3月25日（木）【必着】 様式第31号と併せて提出して下さい。

ご確認ください！

- ◆市立高校及び千葉市小中学校等（市費）と、千葉市以外の小中学校及び県立高校、県の教育機関等（県費）との異動や、他支部（他県の公立学校）との異動の場合も**速やかに所属所事務担当者へ貸付けを受けていることを伝えてください。**（「転出入及び退職（予定）者報告書」（様式第31号）の提出が必要です。ただし、継続して貸付金の償還を行うことが可能であるため、返済の手続きは不要です。）
- ◆転出入に関する手続きについては、**併せて令和3年2月25日付け公立千第396号「令和2年度末人事異動に伴う貸付関係事務手続きについて（通知）」**をご確認ください。

**共済貸付利率のご案内
（令和3年4月・5月貸付分適用）**

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

種別	年利（A）	保険料充当金率（B）	実質利率（A）+（B）
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。

※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、（A）の利率のみが適用されます。

退職・異動される
互助会員の方へ

**互助会貸付を受けている会員が
会員資格を喪失する場合**

お問い合わせ ☎
互助会 043-223-4119

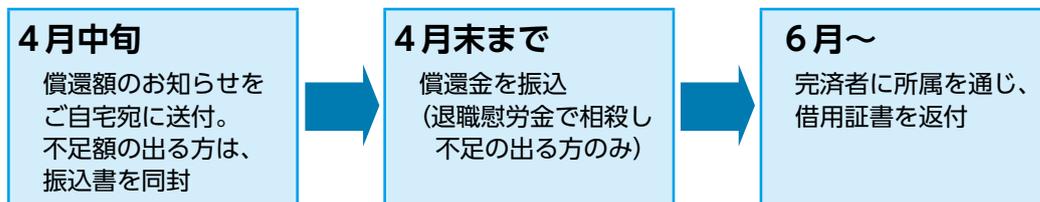
退職、他の共済組合（市町村共済等）又は他県へ異動する場合

互助会員の資格を喪失することになりますので、「貸付関係異動報告書」と「退職慰労金返還請求書」を提出してください。

貸付残額（償還額）は、一括返済となります。

なお、貸付残高は、退職慰労金を充当し、不足がある場合は、振込書で振込んでいただきます。

手続きの流れ



★ 償還金振込期限までに返済がない場合は利息が加算されますのでご注意ください。